

- 制度紹介 -

郵便による不在者投票

選挙の際、投票所に行くことが困難な重度の障害がある選挙人については、郵便による不在者投票ができます。

上肢又は視覚の障害が身体障害者手帳等で1級の場合は、「代理記載制度」も適用できます。

郵便による投票を行うためには、事前に、名簿登録地の選挙管理委員会委員長から、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

要件に該当するかの確認や「郵便等投票証明書」の交付を申請される方は、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

転入された方
平成18年10月20日までに、転入（届出日が基準）された方は、選挙

1月8日執行の阿蘇市議会議員一般選挙の選挙権

知っておこう

合併後初となる市議会議員選挙は、合併による現在44名の議員から定数の26人となります。また、今回の選挙は、旧一の宮町、旧阿蘇町、旧波野村の範囲で選挙権も旧町村ごとに議員を選ぶ選挙区制で行います。

転居者（阿蘇市内での異動）
平成19年1月18日以降に別の投票区（選挙区）へ転居された方は、前の投票区（選挙区）での投票となります。

転出された方
転出された時点で市の選挙については選挙権がありません。再転入されても3ヶ月経過しなければ投票できません。

権がありますが、10月21日以降に転入された方には選挙権はありません。

阿蘇市議会議員選挙が行われます。
選挙日は1月28日

平成19年1月28日執行

阿蘇市議会議員一般選挙



立候補予定者説明会のご案内

日時 12月2日(土) 午後2時
場所 阿蘇市一の宮就業改善センター集会室

立候補を予定されている方は必ずご出席ください。（代理人でも構いません。）各立候補予定者から3名以内でご出席ください。
できる限り出納責任者（予定者を含む。）はご出席ください。

問い合わせ先 阿蘇市選挙管理委員会 22-3239(直通)